平成29年度税制改正大綱速報

（平成28年12月16日現在）

辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
1-1	所得拡大促進税制の拡充等（大法人の場合）	所得拡大促進税制について、中小企業者等以外の法人(大法人)に該当する場合における要件が変更され、要件を満たした場合の税額控除額が拡充されます。（地方税の付加価値割の課税標準額からの控除においても同様の見直しとなります。）	（明記なし）

中小企業者等以外の法人（大法人）

項目名	【改正前】	【改正後】
要件の見直し	平均給与等支給額＞比較平均給与等支給額 （継続雇用者に対する平均月額給与が前年度より増加していること。）	（平均給与等支給額 ▲ 比較平均給与等支給額）／比較平均給与等支給額　≧　2% （継続雇用者に対する平均月額給与が前年度より2%以上増加していること。）
税額控除額の拡充	雇用者給与等支給増加額×10% （基準事業年度からの増加額×10%）	雇用者給与等支給増加額×10% ＋ ※ ①または②のいずれか小さい金額×2% **（最大で基準事業年度からの増加額×12%）**

※　① 雇用者給与等支給増加額　（基準事業年度からの増加額）
　　② 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額　（前事業年度からの増加額）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

番号	項　目	内　容	適用開始時期等
1-2	所得拡大促進税制の拡充等(中小企業者等の場合)	所得拡大促進税制について、中小企業者等に該当する場合における税額控除額が下記の通りに拡充されます。	（明記なし）

中小企業者等		
項目名	【改正前】	【改正後】
税額控除額の拡充	雇用者給与等支給増加額×10% （基準事業年度からの増加額×10%）	雇用者給与等支給増加額×10% ＋ ※ 下記要件を満たす場合には、 ①または②のいずれか小さい金額×12% **（最大で基準業年度からの増加額×22%）**

※　拡充部分の税額控除を受けるための要件

（平均給与等支給額 ▲ 比較平均給与等支給額）／ 比較平均給与等支給額　≧　2%

（継続雇用者に対する平均月額給与が前年度より2%以上増加していること。）

① 雇用者給与等支給増加額　（基準事業年度からの増加額）

② 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額　（前事業年度からの増加額）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１． 法人課税

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
1-3	所得拡大促進税制の拡充等	要件を満たした場合の税額控除額のイメージ図	（明記なし）

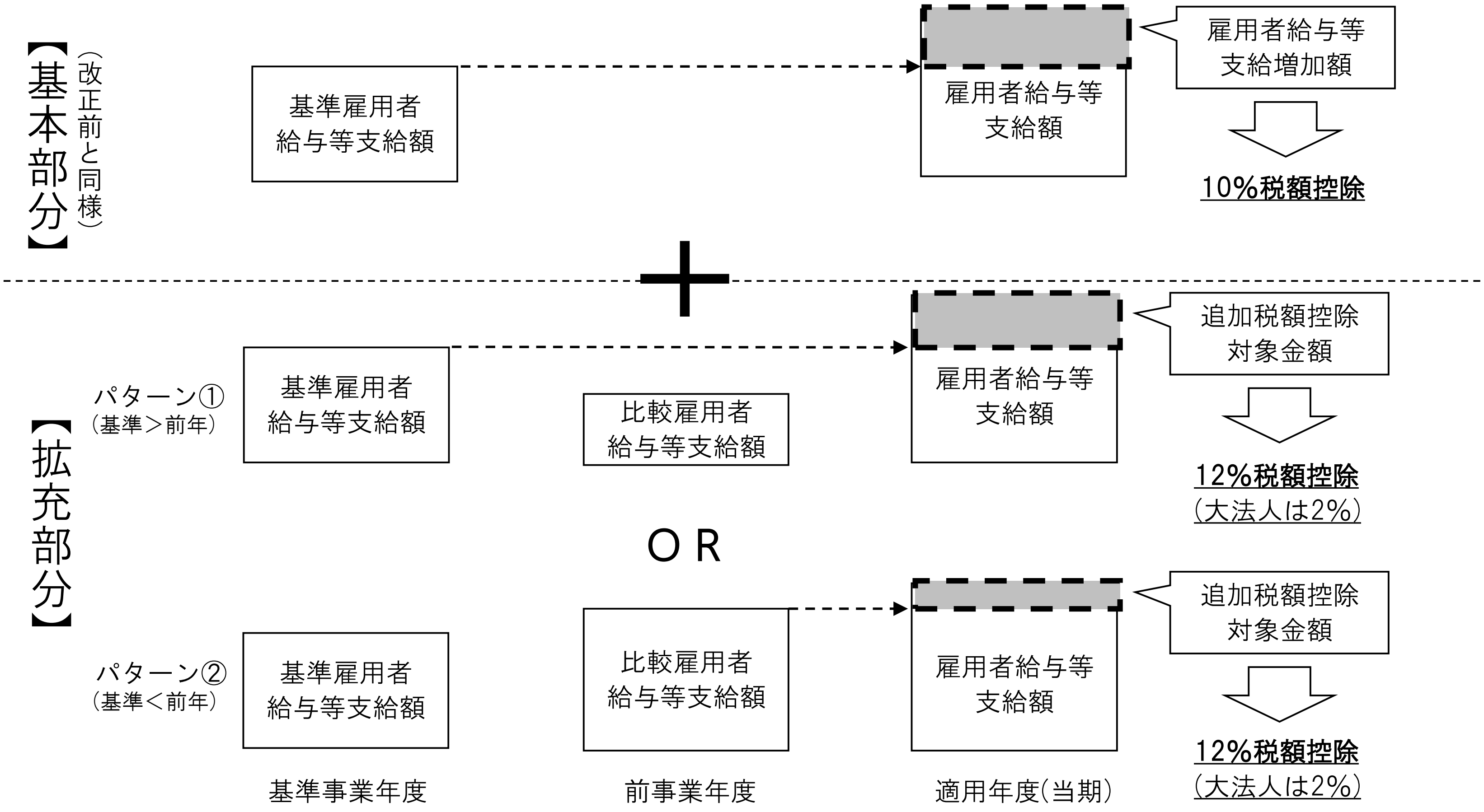

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

番号	項　目	内　容	適用開始時期等
1-4	中小企業向け設備投資促進税制の拡充等	中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る特別償却等)について、次の中小企業経営強化税制として改組されます。また、中小企業投資促進税制は器具・備品が対象外となり、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税制優遇措置（以下、「農業・サービス業・農林水産業活性化税制」）とともに適用期限が2年間延長されます。	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等したもの

【改正前】

		中小企業投資促進税制（上乗せ措置）	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
業種		ほぼ全業種（物品賃貸業、不動産業、娯楽業、風俗営業等を除く）	商業・サービス業等
対象資産		一定の「機械装置」「器具備品」「工具」「ソフトウェア」等	一定の「器具・備品」「建物附属設備」
税制措置	上乗せ措置	即時償却または税額控除10%（資本金3,000万超の法人は7%）	特別償却30%または税額控除7% ※
	基本部分	特別償却30%または税額控除7% ※	

【改正後】

	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	商業・サービス業・農林水産業活性化税制
業種	ほぼ全業種（物品業、不動産業、娯楽業、風俗営業等を除く）	指定事業（左右全ての業種）	商業・サービス業等
対象資産	一定の「機械装置」「工具」「ソフトウェア」等 **(器具備品は対象外)**	一定の「機械装置」「建物附属設備」「工具」「器具備品」「ソフトウェア」	一定の「器具・備品」「建物附属設備」
税制措置	特別償却30%または税額控除7% ※	即時償却または税額控除10%（資本金3,000万超の法人は7%）	特別償却30%または税額控除7% ※

税額控除額は合計で法人税額の20%を上限とし、1年間の繰越控除がある。

「※」の付されている項目については、資本金3,000万円超の法人は税額控除を適用できない。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-5	中小企業向け設備投資促進税制の拡充等	中小企業経営強化税制の適用のためには、下記の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等したもの

① 経営向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等であること
② 指定事業の用に供される機械装置、工具、器具備品、建物附属設備またはソフトウェアを取得等すること
③ 生産性向上設備または収益力強化設備に該当すること
④ 一定の規模以上のものであること
⑤ 経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営向上計画に記載されていること

	用語	説明	具体的内容
①	経営向上計画	中小企業等経営強化法に基づき、事業者が作成し、事業所管大臣から認定を受けた事業計画。	事業所管大臣が策定した人材育成、コスト管理のマネジメント向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載する。
②	指定事業	中小企業投資促進税制および商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種すべて。	ほぼ全業種が該当する。 風俗営業に該当する事業は対象外。
③	生産性向上設備	① 販売開始から一定年数(右記)以内 かつ ② 旧モデル比で生産効率等が1%以上向上 (※ソフトウェア・旧モデルがないものは①の要件のみ)	機械装置：10年 工具：5年 器具備品：6年 建物附属設備：14年 ソフトウェア：5年
	収益力強化設備	経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されているもの	年平均の投資利益率が5%以上
④	一定の規模以上のもの	その資産の単価が一定額(右記)以上	機械装置：160万円 工具・器具備品：30万円 建物附属設備：60万円 ソフトウェア：70万円
⑤	経営向上に著しく資する一定のもの	現状では詳細の記載なし。	−

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
1-6	中小企業向け租税特別措置の範囲	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、平均所得金額が15億円を超える事業年度については、中小企業向けの各租税特別措置の適用を停止する。 （注）平均所得金額とは、前3事業年度の所得金額の平均をいう。	平成31年4月1日以後開始事業年度

変更となる主な租税特別措置法の特例措置	
上乗せ措置	1.研究開発税制について、総額に係る税額控除率の優遇措置の適用停止
	2.所得拡大促進税制について、給与等支給額の増加要件の緩和措置及び税額控除限度額の拡大措置の適用停止
中小企業限定の措置	3.所得金額のうち年800万円以下の金額に対する軽減税率が19%（本則）となる ※大法人（資本金5億円以上）による完全支配関係がある法人を除く
	4.中小企業投資促進税制一定の機械装置等への特別償却又は税額控除の適用停止
	5.商業・サービス業を営む中小企業者等が取得等する経営改善設備への特別償却又は税額控除の適用停止
	6.中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）取得価額の損金算入の特例の適用停止

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
1-7	特定資産の買換えの場合等の課税の特例の一部見直しと延長	1、一部見直し ①既成市街地等の区域内からのその区域外への買換え（1号）のうち以下の譲渡資産及び買換資産の除外 譲渡資産・・・・事務所及びその敷地の用に供されている土地等 買換資産・・・・市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に該当するものに係る土地等、建物（その附属設備を含む）、及び構築物 ②市街化区域又は既成市街地等の区域内から区域外への農業用資産の買換え（2号）の適用除外 ・・・・所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外 ③農用地区域内にある土地等の買換え（7号）の適用除外 ・・・・所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外 ④長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え（9号）に係る買換資産の範囲限定 ・・・・買換資産のうち「鉄道事業用車両運搬具」を「貨物鉄道事業用の電気機関」に限定	（明記なし）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
1-7	特定資産の買換えの場合等の課税の特例の一部見直しと延長	⑤船舶から船舶への買換え（10号）のうち以下の除外・限定適用 漁船・・・・・・・所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外 外航船舶・・・・譲渡資産に係る一定の法人が所有する日本船舶及びその法人の子会社が所有する外国船舶を除外 港湾の作業船・・譲渡資産に係る船齢要件を「45年未満」から「40年未満」に引き下げる 内航船舶・・・・買換資産のうち総トン数が2,000トン以上の内航船舶について、環境への負荷の低減にかかる要件の見直し 2、適用期限が平成29年3月31日から3年間延長となります。	平成29年4月1日以後開始事業年度
1-8	設立届出書	法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要となります。	（明記なし）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
1-9	試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し	(1) 総額に係る税額控除制度（総額型）についての税額控除率の改組 【改正前】 ・試験研究費割合≧10% 10% ・試験研究費割合＜10% 8%+(試験研究費割合×0.2) 【改正後】 ・増減割合が5%超 9%＋(増減割合−5%)×0.3 ・増減割合が5%以下 9%−(5%−増減割合)×0.1 ・増減割合が▲25%未満 6% ※増減割合…試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合 ※上限14%(2年間の時限措置。原則10%) (2)上乗せ措置 【改正前】 増加型(試験研究費が過去3年平均より増加した場合の控除制度) 又は 高水準型(試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度) 【改正後】 増加型の廃止、高水準型の適用期限を2年間延長	平成29年4月1日以後に開始する事業年度

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
1-9	試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し	(3) 中小企業技術基盤強化税制(税額控除率・控除税額の上限の改組) 【改正前】 ・税額控除率 12% ・控除税額の上限 法人税額の25% 【改正後】 前提：試験研究費の増加割合＞5% ・税額控除率 12%+(増加割合-5%)×0.3 ※上限17% ※2年間の時限措置 ・控除税額の上限 法人税額の35% ※上乗せ措置(高水準型)との選択適用 ※2年間の時限措置 (4) 試験研究費の額＞平均売上金額の10%に該当する場合の措置(高水準型との選択適用) ①総額型における控除税額の上乗せ 法人税額の25%に下記の算式により計算した金額を上乗せ 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限10%) ※2年間の時限措置 ②中小企業技術基盤強化税制における控除税額の上乗せ 法人税額の25%に下記の算式により計算した金額を上乗せ 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限10%) ※(3)控除税額との選択適用 ※2年間の時限措置	平成29年4月1日以後に開始する事業年度

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>1-9</td><td>試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し</td><td>(5)試験研究費の範囲の追加及び特別試験研究費の見直し
<table><tr><th></th><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr><tr><td>試験研究費の範囲</td><td>製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用</td><td>対価を得て提供する新たな役務(「新サービス」)の開発に係る試験研究に要するための費用を左記に追加</td></tr><tr><td>特別試験研究費</td><td>共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、原材料、人件費、旅費及び外注費に限定</td><td>①左記の限定を廃止
②契約変更前に支出した費用
その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内である場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化
③特別試験研究費の額であることの相手方による確認手続の簡素化
相手方による確認について、費用の明細書と領収書等の突合を要しない</td></tr></table></td><td>平成29年4月1日以後に開始する事業年度</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

番号	項　目	内容：【改正前】	内容：【改正後】	適用開始時期等
1-10	1.利益連動給与	(1)算定指標の範囲 利益の状況を示す指標 （金商法に規定する有価証券報告書に記載されているものに限る）	左記に①～④を追加・明確化 ① 株式の市場価格の状況を示す指標 ② 売上高の状況を示す指標※1 ③ 当該事業年度後の事業年度の指標 ④ 将来の所定の時点若しくは期間の指標 ※1利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る	■給与の改正時期 以下①～③に係る部分 ～H29.10.1以後に支給又は交付に係る決議※1をする給与 ① 退職給与 ② 譲渡制限付株式 ③ 新株予約権 ①～③以外の部分 ～H29.4.1以後に支給又は交付に係る決議※1をする給与 ※1その決議がない場合には、その支給又は交付
		(2)利益連動支給の対象 当該事業年度の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なもの (確定額を限度)	左記に①～③を追加 ① 「業績連動指標※1」を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの ② 「業績連動指標」を基礎として算定される数の新株予約権※2を交付する給与で確定した数を限度とするもの ③ 「業績連動指標」を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与 ※1「業績連動指標」＝利益の状況を示す指標（既存)＋上記(1)の指標（H29.改正） ※2新株予約権は、その行使により市場価格のある株式が交付されるものに限る	
		(3)利益連動給与の対象法人 非同族会社	左記に追加 • 同族会社のうち、非同族法人との間に完全支配関係がある法人（いわゆる非同族会社の同族会社）	

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1-10</td><td>2.定期同額給与</td><td>
<table>
<tr><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr>
<tr><td>(1)支給額（額面）が毎月同額</td><td>税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を対象に追加</td></tr>
</table>
</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>3.事前確定届出給与</td><td>
(1)事前確定届出給与の対象に①②を追加
①　所定の時期に確定した数の株式※1を交付する給与
②　所定の時期に確定した数の新株予約権※1を交付する給与
ただし、一定の新株予約権による給与については届出不要

※1株式及び新株予約権は市場価格のある株式又はその取得の基因となるもので役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したものに限る

(2)事前確定届出給与の対象から下記を除外
• 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与
</td></tr>
<tr><td>4.退職給与</td><td>
<table>
<tr><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr>
<tr><td>不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入しない</td><td>以下の全額を既存の損金不算入額に追加

• 利益その他の指標（勤務期間及び既に支給した給与を除く。）を基礎として算定されるもののうち、
・利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの
・新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　目</th><th colspan="2">内　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1-10</td><td rowspan="4">5.譲渡制限付株式
又は
新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例</td><td>【改正前】</td><td>【改正後】</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>(1)対象となる株式
又は新株予約権
個人から役務の提供を受けた内国法人(譲渡制限株式については完全親法人を含む。)が発行・交付するものを対象</td><td>左記に以下を追加
• 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するもの</td></tr>
<tr><td>(2)損金算入時期
譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入</td><td>譲渡制限付株式を対価とする費用について、原則として、譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度の損金の額に算入</td></tr>
<tr><td>(3)非居住者に対して交付された場合
給与等課税事由が生じないことから損金不算入</td><td>以下の内容により損金算入となる
• 非居住者が居住者であったとした場合に、給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととする</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

1．法人課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>1-11</td><td>地域中核企業向け設備投資促進税制の創設</td><td>1、要件

①青色申告書を提出している法人であること

②同意地域中核事業促進地域内において特定地域中核事業施設等を新設又は増設したこと
（注）特定地域中核事業施設等の取得価額の合計額が2,000万円以上のものに限る
③建物・建物付属設備・構築物・機械装置・器具備品を取得等し、事業の用に供したこと

2、特別償却・特別控除（選択適用）

<table><tr><th></th><th>特別償却</th><th>特別控除</th></tr><tr><td>建物・建物附属設備・構築物</td><td>取得価額の20%</td><td>取得価額の2%
※法人税の20%を限度とする</td></tr><tr><td>機械装置・器具備品</td><td>取得価額の40%</td><td>取得価額の4%
※法人税の20%を限度とする</td></tr></table>
（注）取得価額の合計額は100億円を限度とする</td><td>（明記なし）</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
1-12	組織再編税制等の見直し（適格分割の範囲等の見直し）	(1) 適格分割の範囲に、分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分　割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割と して一定の要件に該当するものを加える。ただし分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る。 (2) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配について、分割型分割と同様に取り扱うための措置として、一定の措置を講ずる。 (3) 内国法人である現物分配法人の100%子法人株式の全部を分配する現物分配により子法人株式の交付を受けた外国法人株主について、分割型分割と同様に取り扱うための措置として、一定の措置を講ずる。 (4) 単独新設分社型分割の後にその交付を受けた分割承継法人株式を分配する一定の現物分配を行うことが見込まれている場合には、その単独新設 分社型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、その現物分配の直前の時までの関係により判定することとする。 （注）単独新設現物出資についても同様とする。	（明記なし）
1-13	組織再編税制等の見直し（適格合併、適格株式交換に係る対価要件の見直し）	吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主に対して交付する対価を除外して判定することとする。	平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用
1-14	組織再編税制等の見直し（企業グループ内の分割型分割に係る適格要件の見直し）	企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について支配法人と分割承継法人との間の関係（改正前:支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係）が継続することが見込まれていることとする。	平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用
1-15	組織再編税制等の見直し（共同事業を行うための合併等に係る適格要件の見直し）	共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（改正前：株主数50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること）とする。	平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

１．法人課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
1-16	組織再編税制等の見直し（その他の適格要件についての見直し）	当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。	平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用
1-17	組織再編税制等の見直し（上記以外）	(1) 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、一定の措置を講ずる。 (2) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度に ついて、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000 万円未満の資産を除外する。 (3) みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得について、その範囲から全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主からの買取請求に基づく取得を除外する。　（注）買取請求は、一定の場合に行ったものに限る。 (4) 営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行うこととする。資産調整勘定及び負債調整勘定についても同様とする。 (5) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度のうち支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を制限の対象に加える。 (6) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、 特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を損金不算入の対象に加える。 (7) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について、他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合を制限の対象に加える。	(1)～(3)までの改正は、平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用 (4)～(7) （明記なし）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

２．資産課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>2-1</td><td>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr>
<tr><td>納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件</td><td>相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に、一人未満の端数があるときは、端数切上</td><td>相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に、一人未満の端数があるときは、端数切捨</td></tr>
<tr><td>相続時精算課税制度に係る贈与</td><td>贈与税の納税猶予制度の適用対象外</td><td>贈与税の納税猶予制度の適用対象とする</td></tr>
<tr><td>贈与者が死亡した
場合の相続税の納税猶予制度における
認定相続承継会社の要件</td><td>中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当すること</td><td>左記の要件を撤廃</td></tr>
</table>
</td><td>平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

２．資産課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
2-2	相続税又は贈与税の納税義務の見直し	国外財産について、相続税・贈与税の納税義務の範囲が見直される。 （1）国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年（改正前： 5年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。 （2）被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。（3）において同じ。）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。 （3）国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。 なお、上記（1）～（3）は贈与税の納税義務についても同様とする。	平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

２．資産課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
2-3	居住用超高層建築物に係る課税の見直し	(固定資産税・都市計画税) ①高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、複数の階に住戸が所在しているもの(以下「居住用超高層建築物」という。)については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(以下「階層別専有床面積補正率」という。)により補正する。 ②階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数（注）を加えた数値とする。 ③居住用以外の専有部分がある場合は、まず当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を、床面積により居住用部分と非居住用部分にあん分の上、居住用部分の税額を各区分所有者にあん分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。 ④上記①から③までに加え、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合には、その差違に応じた補正を行う。 ⑤上記①から④までにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、当該申し出た割合により当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額をあん分することも可能とする。 (不動産取得税) 不動産取得税についても、固定資産税と同様の階層別専有床面積補正率を用いて補正計算を行う。	平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）につき、適用する。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

２．資産課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>2-4</td><td>物納財産の範囲及び順位の見直し</td><td>相続税の物納に充てることができる財産の範囲及び順位について
① 株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を第一順位（国債及び不動産等と同順位)とする。
② 物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。
<table>
<tr><th></th><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr>
<tr><td>第1順位</td><td>国債、地方債
不動産、船舶</td><td>国債、地方債、不動産、船舶、
①株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等
②投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等</td></tr>
<tr><td>第2順位</td><td>社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券</td><td>社債、株式、証券投資信託の受益証券のうち金融商品取引所に上場されていないもの等又は貸付信託の受益証券</td></tr>
<tr><td>第3順位</td><td>動産</td><td>動産</td></tr>
</table>
</td><td>（明記なし）</td></tr>
<tr><td>2-5</td><td>登録免許税の延長</td><td>①土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
②住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。</td><td>①（現行）平成29年3月31日期限から2年延長する。
②（現行）平成29年3月31日期限から3年延長する。</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

２．資産課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>2-6</td><td>耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し</td><td>耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、減額すべき額を、次の割合に拡充する。

<table>
<tr><th>改正項目</th><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr>
<tr><td>耐震改修を行った住宅</td><td>2分の1</td><td>3分の2</td></tr>
<tr><td>省エネ改修を行った住宅</td><td>3分の1</td><td>3分の2</td></tr>
</table></td><td>（明記なし）</td></tr>
<tr><td>2-7</td><td>相続税等の財産評価の適正化</td><td>(1) 取引相場のない株式の評価の見直し
① 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。
イ 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。
ロ 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。
ハ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1：1：1とする。
② 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。
（2） 広大地評価の見直し
広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。
(3) 株式保有特定会社の判定基準について
株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が総資産価額の 50%以上を占める非上場会社）の判定基準に新株予約権付社債を加える。</td><td>(1)の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用

(2)(3)の改正は、平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

３．個人所得課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>3-1</td><td>配偶者控除の見直し</td><td>控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について、次の通り控除額が見直される。なお合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はない。

【控除対象配偶者】
<table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">配偶者控除の金額</th></tr><tr><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td rowspan="3">38万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超950万円以下</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超1,000万円以下</td><td>13万円</td></tr></table>
【老人控除対象配偶者(その年12月31日の年齢が70歳以上の配偶者)】
<table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">配偶者控除の金額</th></tr><tr><th>【改正前】</th><th>【改正後】</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td rowspan="3">48万円</td><td>48万円</td></tr><tr><td>900万円超950万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>950万円超1,000万円以下</td><td>16万円</td></tr></table>
※住民税についても控除対象配偶者の場合は上限33万円、老人控除対象配偶者の場合は上限を38万円として、段階的に控除額が設定される。</td><td>平成30年分以後
住民税は平成31年以後適用</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

３．個人所得課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
3-2	配偶者特別控除の見直し	配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を、現行の38万円超76万円未満から38万円超123万円以下に変更のうえ、控除額は以下の通りとなる。	平成30年分以後 住民税は平成31年以後適用

配偶者の合計所得金額	控除を受ける者の合計所得金額		
	900万以下	900万超 950万以下	950万超 1000万以下
85万円以下	38万円	26万円	13万円
90万円以下	36万円	24万円	12万円
95万円以下	31万円	21万円	11万円
100万円以下	26万円	18万円	9万円
105万円以下	21万円	14万円	7万円
110万円以下	16万円	11万円	6万円
115万円以下	11万円	8万円	4万円
120万円以下	6万円	4万円	2万円
123万円以下	3万円	2万円	1万円

※住民税についても配偶者特別控除を受ける者の合計所得金額に応じて、段階的に控除額が設定される。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

３．個人所得課税

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
3-3	積立NISAの創設	NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した積立NISAが創設される。 【現行NISAと積立NISAの比較】 （下表参照） 【注意点】 ・現行のNISAとは選択的に利用可能となる。 ・投資対象商品は長期の積立・分割投資に適した一定の投資商品のみに限定される。また投資方法もあらかじめ締結した契約に基づき投資を行うものに限定される。 ・現行NISAと同様、売却による損失金額は特定口座等で生じた配当、譲渡益との損益通算が不可となる。（なかったものとみなされる。）	平成30年1月1日より適用

【現行NISAと積立NISAの比較】

	現行NISA	積立NISA
対象者	20歳以上の居住者等	居住者等
投資限度額	年間120万円	年間40万円
非課税期間	最長5年間	20年間
非課税対象	上場株式等・公募株式投資信託	公募等株式投資信託
投資可能期間	平成26年から35年	平成30年から49年

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

３．個人所得課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr>
<td>3-4</td>
<td>既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充</td>
<td>耐震改修又は省エネ改修と併せて一定の耐久性向上改修工事を行う場合に、当該支出額が新たに税額控除の対象となる。
【ローン型減税】
<table>
<tr><th></th><th>適用対象工事</th><th>税額控除率等</th><th>税額控除限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【改正前】</td><td>①省エネ改修工事</td><td>借入残高の2%
（最高250万円）</td><td rowspan="2">年最高12.5万円
（最大5年）</td></tr>
<tr><td>②その他増改築等</td><td>借入残高の1%
（①とあわせて最高1,000万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【改正後】</td><td>①省エネ改修工事+耐久性向上改修工事</td><td>借入残高の2%
（最高250万円）</td><td rowspan="2">年最高12.5万円
（最大5年）</td></tr>
<tr><td>②その他増改築等</td><td>借入残高の1%
（①とあわせて最高1,000万円）</td></tr>
</table>
【投資型減税】
<table>
<tr><th></th><th>適用対象工事</th><th>税額控除限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【改正前】</td><td>耐震改修工事</td><td>25万円</td></tr>
<tr><td>省エネ改修工事</td><td>25万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">【改正後】</td><td>耐震改修工事+耐久性向上改修工事</td><td>25万円</td></tr>
<tr><td>省エネ改修工事+耐久性向上改修工事</td><td>25万円※</td></tr>
<tr><td>耐震改修工事+省エネ改修工事
+耐久性向上改修工事</td><td>50万円※</td></tr>
</table>
※省エネ工事と併せて太陽光発電設備を設置した場合には、限度額がそれぞれ35万円、60万円となる。</td>
<td>平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用</td>
</tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

３．個人所得課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
3-5	省エネ改修工事に係る特別控除の適用対象要件の見直し	従来の要件に加えて、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上するなど一定の要件を満たすものが対象に追加となる。	平成29年1月1日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

４．消費課税

番号	項　　　目	内　　　　　容	適用開始時期等
4-1	車体課税の見直し	(1)自動車重量税のエコカー減税の見直し (2)自動車取得税のエコカー減税の見直し	適用期限2年延長
4-2	グリーン化	いわゆる「(軽)自動車税のグリーン化特例」について、次のとおり適用期限を2年延長する。 (1)　概ね100分の75軽減されるもの 　電気(軽)自動車、天然ガス(軽)自動車で一定のもの等 (2)　概ね100分の50軽減されるもの 　平成30年排出ガス規制に適合し、かつ平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない一定の(軽)自動車等 (3)　概ね100分の25軽減されるもの 　一定の乗用のもので、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い軽自動車等	平成29,30年度に新車登録された自動車につき、登録の翌年度に適用される。
4-3	その他	①入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度の対象として内国消費税を免除する。 ②資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。	平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

５．国際課税

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>適用開始時期等</th></tr>
<tr><td>5-1</td><td>1.外国子会社合算税制の主要な見直しの目的と内容</td><td>
<table>
<tr><th>見直しの目的</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>会社単位の租税負担割合が一定率（トリガー税率）以上である事のみを理由に、合算対象とされないことへの対応</td><td>トリガー税率を廃止し（①）、ペーパーカンパニー等（特定の外国関係会社）の所得は、会社単位で合算（②）</td></tr>
<tr><td>租税回避リスクに効果的に対応しつつ、現行制度と比較して過剰な事務負担が企業に発生しないための配慮</td><td>事務負担軽減の措置として、会社単位の租税負担割合「20%」による制度適用免除基準の設定（③）</td></tr>
<tr><td>資本関係は無いが、契約関係等により子会社を支配しているケースや間接支配への対応</td><td>実質支配基準の導入と持分割合等の計算方法の見直し（④）</td></tr>
<tr><td>実体ある事業を行っている航空機リース会社や製造会社の所得が合算されないよう対応</td><td>事業基準・所在地国基準の判定方法の見直し（⑤）</td></tr>
<tr><td>第三者を介在させることで、「非関連者基準」を形式的に満たすケースへの対応</td><td>非関連者基準の判定方法の見直し（⑥）</td></tr>
<tr><td>合理性のあるペーパーカンパニー(SPC)への配慮として,「保険委託者特例」の創設</td><td>免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(保険委託者)が、実体基準及び管理支配基準を満たす一定の保険受託者に保険業務を委託している場合、当該外国関係会社(保険委託者)もこれらの基準を満たすこととする。（⑦）</td></tr>
</table>
（出典：マル政等処理案概要）</td><td>外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用</td></tr>
</table>

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

5．国際課税

2.改正後の制度　所得の内容に基づき、租税負担割合が低い外国関係会社の受動的所得を合算課税の対象とし、経済活動基準のいずれかを満たさない外国関係会社については、会社単位で合算課税を行います。

居住者又は内国法人

同族株主グループ
居住者又は内国法人
特殊関係者（個人・法人）

居住者・内国法人等が合計で50%超を直接及び間接的に保有
（④実質支配基準の導入と持分割合等の計算方法の見直し）

外国関係会社（①特定外国子会社等及びその判定のトリガー税率廃止）

経済活動基準

A 事業基準
主たる事業が株式の保有、船舶・航空機リース等でないこと
⑤一定の要件を満たす航空機リース会社は当該基準を満たすものとみなす

B 実体基準
本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること　⑦保険委託者の特例あり

C 管理支配基準
本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っている　⑦保険委託者の特例あり

D 所在地国基準(下記以外の業種)
主として所在地国で事業を行っていること
⑤製造子会社に係る判定方法の整備
又は
非関連者基準(卸売業など7業種)
主として関連者(50%超出資)以外の者と取引を行っていること
⑥関連者取引の判定方法の整備

全てを満たす → 会社単位の租税負担割合判定（③事務負担軽減措置） → 20%未満 → 受動的所得の合算課税（対象所得の範囲設定）※少額免除あり

いずれかを満たさない → 会社単位の租税負担割合判定（③事務負担軽減措置） → 20%未満 → 会社単位の合算課税

②特定の外国関係会社
a.ペーパーカンパニー
b.事実上のキャッシュボックス
総資産に対する一定の所得の割合が30%を超える外国会社（総資産に対する有価証券等の合計額の割合が50%を超える外国会社に限る。）
c.ブラックリスト国所在のもの
租税に関する情報交換に非協力的な国又は地域として指定された国又は地域に本店等を有する外国関係会社

30%未満 → 会社単位の合算課税

実質支配関係
内国法人等がその外国法人の残余財産の概ね全部を請求することができる等の関係

非関連者基準の見直し
非関連者取引の取引対象が、関連者に移転等されることがあらかじめ定まっている場合、関連者との間で直接行われた取引とみなす等

（出典：マル政等処理案概要）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

3.一定所得の部分合算課税制度（部分合算課税の対象所得の範囲）

・改正前の「資産性所得」から改正後の「一定の受動的所得」として、以下のように部分合算課税の対象範囲が見直されます。
　一定の受動的所得は一定の方法により計算され、部分合算課税が行われます。

※少額免除基準額の拡充（【改正前】1,000万円以下→【改正後】2,000万円以下）

【改正前】	【改正後】	
対象所得の範囲	対象所得の範囲	対象所得から除かれるもの
持株割合10%未満の株式等に係る配当	配当　◎	持分割合25%以上（注）の株式等に係る配当 （注）一定の資源投資法人から受ける配当にあっては、10%以上
債券の利子 債券の償還差益	利子　◎	業務の通常の過程で得る預金利子、一定のグループファイナンスに係る貸付金利子
持株割合10%未満の株式等の譲渡益 債券の譲渡益	有価証券の譲渡損益　◎	持分割合25%以上の株式等に係る譲渡
－	有価証券の貸付けの対価　◎	－
－	デリバティブ取引に係る損益◎	ヘッジ目的のもの、一定の商品先物取引業者等が行う一定のデリバティブ取引に係る損益
－	外国為替差損益　◎	事業（外国為替差損益を得ることを目的とする事業を除く。）に係る業務の通常の過程で生ずるもの
－	金融資産から生じる上記各種所得以外の所得　◎	ヘッジ目的のもの
特許権等の使用料	無形資産の使用料	自己開発による取得等一定のものに係る使用料 （注）無形資産の範囲は、改正前の事業基準における無形資産の範囲と同様
－	無形資産の譲渡損益	自己開発による取得等一定のものに係る譲渡損益　（注）同上
船舶・航空機の貸付の対価	有形資産の貸付けの対価	本店所在地国使用の有形固定資産等の貸付けによる対価 役員等が有形固定資産の貸付を遂行するために一定の要件満たす外国関係会社が行う有形固定資産の貸付けによる対価
－	外国関係会社に発生する根拠のない異常な利益 （注）資産、人件費、減価償却等の裏づけの無い所得	－

［上記◎の所得については、現地法令に準拠して事業活動を行う一定の金融機関は、合算対象から除外する］

（出典：税制調査会資料、マル政等処理案概要）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

５．国際課税

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
5-2	非永住者の課税所得の範囲の見直し	非永住者の課税所得の範囲の見直し ・非永住者（注1）の課税所得の範囲から、所得税法に規定する有価証券（注2）で次に掲げるものの譲渡により生ずる所得（国内において支払われ、又は国外から送金されたものを除く。）が除外されます。 (1)外国金融商品取引所において譲渡されるもの (2)国外において金融商品取引業等を営む者への売委託により国外において譲渡されるもの (3)国外において金融商品取引業等を営む者の国外営業所等に開設された有価証券の保管等に係る口座に受け入れられているもの （注1）非永住者とは、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である個人をいう。 （注2）平成29年4月1日以後に取得した有価証券に限る。（過去10年以内において非永住者であった期間内に取得したものを除く。）	平成29年4月1日以後に行う有価証券の譲渡について適用する。

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

６．納税環境整備

番号	項　　　目	内　　　　　容	適用開始時期等
6-1	国税犯則調査手続きの見直し	電磁的記録に係る証拠収集手続の整備のため、国税犯則調査手続及び地方税犯則調査手続について、見直しを行う。 ①差し押さえるべき物件が記録媒体であるときは、その差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとする。 ②差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に通信回線で接続している記録媒体で、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができることとする。 ③電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができることとする。 ④差し押さえるべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとする。 ⑤差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、通信履歴の電磁的記録について30日（特に必要があって延長する場合には通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができることとする。	平成30年4月1日から施行
6-2	国税犯則取締法の廃止	国税犯則調査手続に係る規定について、平仮名・口語体表記に改める等の現代語化を行うとともに、国税犯則取締法を廃止して国税通則法に編入をする。	平成30年4月1日以後に適用

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

６．納税環境整備

番号	項　　目	内　　　容	適用開始時期等
6-3	租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続に関する規定の整備	国税犯則調査手続の見直しに伴い、租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があった場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続についても、同様の見直しを行うこととする。	平成30年4月1日以後に適用
6-4	災害等による期限延長制度の拡充	災害等による期限延長制度における延長手続を拡充する。 災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害等のやむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等をすることができないと認められる場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができることとする。	平成29年4月1日以後に生ずる災害等のやむを得ない理由について適用
6-5	災害に関する税制上の措置	(1)一定の場合等において、指定日までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなす。 (2)消費税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しない。 (3)一定の場合において、国税庁長官が指定した酒類製造者を被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなす。 (4)一定の場合には、既に納付された自動車重量税のうち、自然災害の発生した日から有効期間の満了する日までの期間の月数に対応する金額を還付する措置を講ずる。	(1)平成29年4月1日以後に指定日が到来する特定非常災害の指定を受けた災害について適用 (2)(3)(4)平成28年4月1日以後に滅失し、又は解体された自動車について適用

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

６．納税環境整備

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
6-6	法人税の申告期限の延長の特例	下記の要件を満たす場合、法人税の確定申告書提出期限の延長が1カ月から2カ月となります。 ①会計監査人を置いている場合 ②定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない状況にあると認められる場合	（明記なし）
6-7	法人事業税の確定申告書の提出期限の延長特例の見直し	(1) 法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して各事業年度終了の日から6月を超えない範囲内において都道府県知事が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。 (2) 延長月数の変更手続を定める等の所要の措置を講ずる。	（明記なし）
6-8	異動届出書	納税地に異動があった場合、その異動後の納税地の所轄税務署長への異動届出書の提出は不要となります。連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様となります。	（明記なし）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

７．医業承継税制

番号	項　　目	内　　　　容	適用開始時期等
7-1	認定医療法人制度の延長と贈与税非課税措置の創設	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下、「医療法等改正法」という）の改正を前提に次の措置を講じる。 ①医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄し、移行計画に記載された移行期限までに持分なし医療法人に移行した場合、医療法人が持分放棄により受けた経済的利益については、贈与税が非課税となる。（非課税となるための認定要件は大綱発表時点においては未公表）※ ②上記の適用を受けた法人が移行日以後6年を経過する日までに、移行計画の認定要件に該当しなくなった場合には、医療法人を個人とみなして、贈与税が課税される。 ③相続税、贈与税の納税猶予制度の適用期限が3年間延長される。 ※現行法上、医療法人が贈与税を課税されるか否かは、持分放棄をした者等の相続税または贈与税の負担が不当に減少した結果となるか否かで判断される（相続税法66条4項）。負担が不当に減少したかの判断は相続税法施行令第33条3項において贈与税非課税基準が明記されており、これを基に判断する。	（明記なし）

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.

本資料は自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱（平成28年12月8日）」及び財務省資料、日本経済新聞に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

（この資料に関するお問い合わせ先）

辻･本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿4-1-6　JR新宿ﾐﾗｲﾅﾀﾜｰ28階

TEL： 03-5323-3301（代表）

FAX： 03-5323-3302

URL: http://www.ht-tax.or.jp

Copyright© 2016 HONGO TSUJI Tax and Consulting All Rights Reserved.